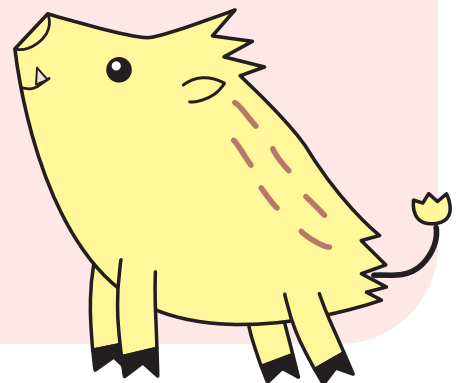


2018年度 縮刷版

- 第127号 新生活！ 若者を狙うもうけ話に注意
- 第128号 強力な磁石のマグネットボールを誤飲し消化管に穴が！
- 第129号 ベランダや窓からの子どもの転落事故を防ごう
- 第130号 フリマサービスは個人間取引 利用する際は慎重に
- 第131号 少しの間でも子どもを車内に残さないで！
車内の閉じ込め事故に注意
- 第132号 子どもが下敷きに 家具やテレビの転倒に注意
- 第133号 ネット上の見知らぬ相手とのチケット取引はリスクが伴います
- 第134号 目を離さないで おむつ交換台からの転落事故
- 第135号 そのサイト大丈夫？悪質な通販サイトに注意しましょう
- 第136号 自動ドアでの事故に気をつけて 指を挟まれ骨折も
- 第137号 帰省先での子どもの事故に気をつけて
- 第138号 相談に乗るとお金がもらえる！？うまい話に惑わされないで
- 第139号 公式？代行？ESTA等の申請の際は確認を！
- 第140号 賃貸住宅の退去トラブルを防ぐには





新生活！ 若者を狙う もうけ話に注意

事例



SNSで知り合った人から、もうかる話があると誘われてカフェで投資ソフトについて説明を聞いた。その後、会社の社長の自宅タワーマンションに呼ばれ、「価格は240万円だが半額にする。その内の60万円は会社負担にするので60万円支払ってほしい」と言われた。「お金がない」と断ったが、消費者金融で借りればいいと言われ、指示どおり、会社員と身分等を偽ってお金を借りた。人を勧誘すれば8万円もらえると聞いていたが、説明とは異なり簡単にはもうからない。(当事者:大学生 男性)

……ひとことアドバイス……

- 大学生等になると、行動範囲が広がる一方で、言葉巧みに勧誘されてトラブルに巻き込まれるケースがあり、中には、高額なものを借金してまで契約させられるという例もみられます。
- 身近な友人や先輩、SNSやサークルで知り合った人に、マルチ取引やもうけ話の勧誘をされることもあります。また、

- 自分自身も友人を勧誘する側になり、人間関係を壊したり、金銭トラブルに陥ったりすることもあるため、特に注意が必要です。
- もうけ話をうのみにせず、不必要な契約は勇気を出してきっぱりと断りましょう。
- 困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センター等に相談しましょう(消費者ホットライン188)。

さぼーとくん





強力な磁石の マグネットボールを誤飲し 消化管に穴が！

事例

娘が何度も吐いたので受診した。胃腸炎を疑われ薬を飲んだが、嘔吐が止まらなかったため、別の病院でレントゲン検査をすると、腸内に異物が見つかり開腹手術をした。小腸内の3カ所が直径3ミリのマグネットボールにより圧迫壊死を起こして穿通しており、37個摘出された。
(当事者:1歳 女児)



ひとことアドバイス

- 複数の磁石を組み合わせていろいろな形にして遊べるマグネットボールによる幼児の誤飲事故が起きています。マグネットボールのような磁力の強い磁石を複数誤飲すると、胃壁や腸壁を挟んで磁石どうしがくっついてとどまり、消化管に穴を開けてしまうこともあります。
- 3歳頃までの子どもは何でも口に含む特徴があります。強力な磁力のマグネットボールの誤飲は大変危険であるため、子どもには遊ばせないようにしましょう。
- 誤飲した可能性があると思われる場合には、すぐに医師の診断を受けましょう。





ベランダや窓からの 子どもの転落事故を防ごう



事例

兄弟を寝かしつける間、子どものそばを離れていた。外で「ドスン」という音がしたので、自宅前の路上を確認すると、子どもがうつ伏せで倒れていた。普段は窓を3重にロックしているが、その日は1重のロックで、子どもが窓を自分で開けて3階のベランダに出て転落したようだ。あご、目、鼻の骨を骨折し、6日間入院した。
(当事者:5歳 男児)

ひとことアドバイス

- ベランダや窓からの転落事故を防止するために、小さな子どもをベランダや窓のある部屋に一人きりにしないようにし、特に子どもだけで留守番させるのはやめましょう。
- ベランダへの出入り口や窓を施錠したり、子どもの手の届かないところに補助錠をつけたりするなど、子どもの発達に応じて転落

を未然に防止する環境を整えましょう。

- ベランダの手すりや窓の近くに、子どもが簡単に乗ることが出来る足場となるような物を置かないことも大切です。
- ベランダの手すりや窓の構成部分にがたつきや腐食、脱落などがないかも点検しましょう。

さぼーとくん





フリマサービスは個人間取引 利用する際は慎重に

事例

フリマアプリで新品と書かれていたドライヤーを購入し、代金5千円をフリマアプリ運営事業者に支払った。しかし、届いた商品は新品ではなく、電源ボタンも壊れていた。運営事業者にメールで問い合わせたところ、「アプリのメッセージ交換機能であなたと出品者とで連絡が取れているので、出品者と話し合ってください」と言われた。出品者が「返品を受けるので、先に評価をしてほしい」と言ってきたので、評価をすると一切連絡が取れなくなってしまった。(当事者: 高校生 女性)



.....ひとことアドバイス.....

- フリマアプリ等のフリマサービスでの商品売買は、個人間取引(購入者と出品者の双方が消費者個人)です。トラブルは、当事者間で解決を図るように求められていることを理解して利用しましょう。
- フリマサービスでは、商品到着後に購入者が出品者を「評価」することで、自分が支払った代金が運営事業者から出品者に振り込まれるシステムになっていることもあります。商品の

到着前や届いた商品に納得する前に、「評価」すると、代金だけ支払われて出品者と連絡が取れなくなるケースもあります。利用規約をよく理解して、慎重に取引を行いましょう。

- 当事者間で話し合っても、運営事業者に相談しても交渉が進まない場合は、問題点の整理等を行うため、お住まいの自治体の消費生活センター等に相談しましょう(消費者ホットライン188)。





少しの間でも子どもを 車内に残さないで！ 車内の閉じ込め事故に注意

事例

駐車場で車の鍵を車内に置き忘れたまま外に出たところ、何らかの理由でドアがロックされ、1歳の息子が車内に閉じ込められてしまい、救急要請した。軽度の熱中症にかかってしまった。

(当事者:1歳 男児)



…ひとことアドバイス…

- 子どもが自分で車内側から鍵をかけてしまったら、車の鍵で遊んでいてロックボタンを押したり等で施錠され、子どもが閉じ込められてしまうことがあります。
- 特に、夏場の車内は短時間で高温になります。子どもが車内に閉じ込められると、熱中症となる危険があります。子どもを車内に残して絶対に車を離れてはいけません。車を降る際

は、乗り降り等の少しの間であっても忘れず鍵を持って降りましょう。

- 車の年式や車種によっては、電子キーの電池が切れることにより施錠される場合があります。電池が切れた際の解錠方法を、取扱説明書で確認しておくことも大切です。





子どもが下敷きに 家具やテレビの転倒に注意

事例 1

木製のタンスの引き出しを出して、片足を掛けて遊んでいたら、突然、タンスとその上に置いていたテレビが倒れてきて、テレビと床に頭が挟まれる状態となった。(当事者: 1歳)



事例 2

テレビ台に登って遊んでいたところ、37インチのテレビごと転倒し、腹部にテレビが刺さるような形で床に転落した。9日間の入院になった。(当事者: 2歳)

ひとことアドバイス

- タンス、棚などの家具やテレビが転倒し、子どもが下敷きになると、場合によっては死に至ることもあります。事故は6歳以下の子どもに多く発生しています。
- 家具やテレビは転倒防止グッズ等を利用し、固定して使用しましょう。
- 家具の引き出しや扉には鍵やストッパー等を付け、子どもが容易に開けられないようにしましょう。
- 家具の上にはおもちゃやリモコン等、子どもの興味を引くものを置かないことも大切です。

さぼーとくん





ネット上の見知らぬ相手との チケット取引は リスクが伴います

事例 1

アイドルグループのコンサートチケットを譲ってくれる人がいないかSNSで探し、チケットが余っている人を見つけた。連絡して、チケット代金1万3千円を振り込んだが、その後連絡が取れなくなり、結局コンサートにも行けなかった。(当事者：高校生 女性)

事例 2

SNS上で、「コンサートチケットを譲る」という人とやり取りし、6万円を振り込んだが、当日QRコードを提示したところ、重複チケットと分かり入場できなかった。

(当事者：学生 女性)



©Kurosaki Gen

ひとことアドバイス

- インターネット上の見知らぬ相手からコンサート等のチケットを購入するのは大きなリスクが伴います。また、転売されたチケットでは、公演会場に入れないケースもあります。
- このような取引は販売者も個人であることから、トラブルが起きたら自分で交渉

しなくてはならない場合や、そもそも相手と連絡が取れなくなる場合もあるため注意が必要です。

- 代金を支払ったのにチケットが届かない等、お金をだまし取ることが目的であると疑われた場合は、最寄りの警察署に相談してください。





目を離さないで おむつ交換台からの 転落事故

事例 1

ホームセンターの授乳室に設置されたおむつ交換台を使っていた。おむつ交換台から離れた所に置いてある汚物入れにおむつを捨ててに行った間に、生後5カ月の息子が落下した。
(当事者:0歳 男児)

事例 2

商業施設の多目的トイレのおむつ交換台で、おむつを替えていたところ、一瞬目を離した際に、子どもが転落した。床にうつ伏せで倒れており、すぐに泣き出した。嘔吐やけいれんはしていないが、頭がい骨を骨折し、1日入院となった。(当事者:0歳 女児)



©Kurosaki Gen

ひとことアドバイス

- 商業施設に設置してあるおむつ交換台などでおむつを替える際は、子どもから極力目や手を離さず済むよう、替えのおむつ等、あらかじめ必要なものを準備してから行いましょう。
- 月齢の低い乳児でも、じっとしているように見えてよく動きます。また、突然寝返りが出来るようになることもあります。おむつ替えが終わっても、転落防止のため、おむつ

交換台から降ろすまでその場を離れてはいけません。おむつ交換台に子どもを乗せたまま、手を洗いに行ったり、おむつを捨てに行ったりすることはやめましょう。

- おむつ交換台にベルトがある場合には、ベルトを締めましょう。ベルトを締めていても、寝返りなどをしてベルトから抜け落ちることがあるので油断してはいけません。

さぼーとくん





そのサイト大丈夫？ 悪質な通販サイトに注意しましょう

事例 1

息子がスポーツ用品を買おうとネットで検索して、価格が安かった通販サイトで注文し、料金も支払ったが商品が届かない。入金後は業者からメールも来ない。サイトにある業者の住所や電話番号はでたらめのようなのだ。

(当事者：中学生 男性)



事例 2

SNS の広告から見たサイトで、

「定価 8 万円の革のバッグが今なら約 8 千円」とあったので、注文して代引きで支払った。開封したところ、申し込んだものとは違うビニール製のバッグが入っていた。その後、連絡が取れない。(当事者：学生 女性)

.....ひとことアドバイス.....

- インターネット通販で見られる「代金を支払ったのに商品が届かない」「注文した商品と異なるものや偽物が届いた」等のトラブルは、悪質なサイトによるものである可能性があります。
- 「正規の値段より極端に安価である」「サイトに正確な運営情報(運営者氏名、住所、電話番号)が記載されていない」「日本語の表現が不自然である」「支払方法が銀行振込のみ」等の場合は注意が必要です。
- 支払ってしまうとお金を取り戻すことは困難です。価格の安さばかりに気を取られず、少しでも怪しい、おかしいと思ったら、利用しないことも一つの方法です。
- 困ったときは、一人で悩まずお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

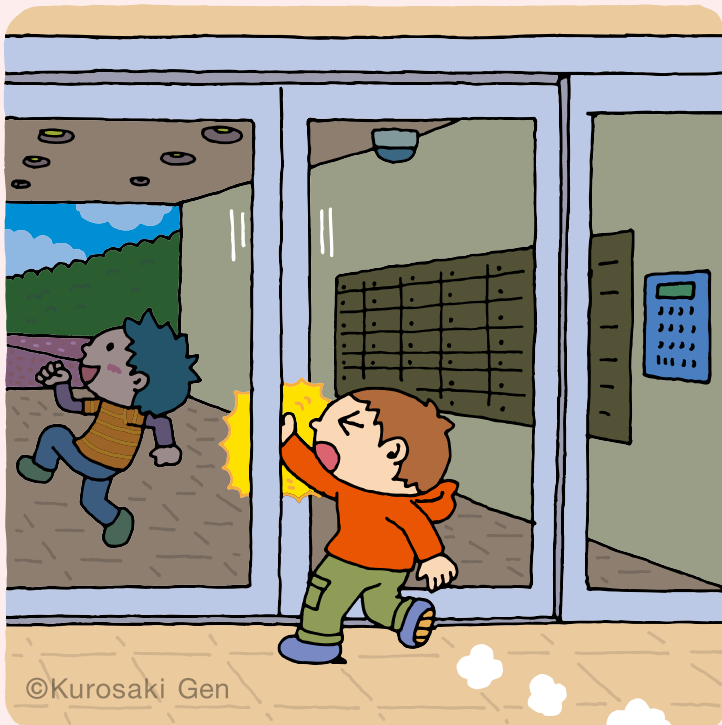
さぼーとくん





自動ドアでの事故に 気をつけて 指を挟まれ骨折も

事例



©Kurosaki Gen

小学生の息子が、友達の住むマンションのエントランスで、自動ドアから先に外に出た友達を追いつけていた。ドアが閉まりそうになったため、手を差し込んだところ、ドアが開かずにそのまま閉まってしまう、息子の指が挟まれてしまった。手が腫れたので救急病院に行ったところ、骨折をしており、全治2週間と言われた。(当事者：小学生 男児)

ひとことアドバイス

- 自動ドアを走って通り抜けようとしたり、閉まりかかったドアの隙間に手を入れたりすると、センサーの反応が追いつかず、ドアにぶつかったり、挟まれたりしてけがをする恐れがあります。
- 自動ドアのセンサーが通行人を検知してからドアが開くまでに時間差があります。自動ドアを通る時は、ドアの前で

一旦立ち止まって、ドアが開くのを待つよう子どもに言い聞かせましょう。

- 自動ドアの周辺で遊ばせないのはもちろんのこと、開閉している自動ドアに不用意に近づいたり触ったりしないよう、小さな子どもには保護者が付き添いましょう。

さぼーとくん





帰省先での子どもの事故に 気をつけて

事例 1

帰省中にはしゃいでいて、左手をストーブの上についた。左の手のひら、指、手首などにやけどをした。(当事者:3歳 女児)

事例 2

実家へ帰省中、子どもが口をむしゃむしゃしていると思ったら、タバコを食べていた。つかまり立ちをして、棚の上にあった祖父のタバコを床に落としたようだ。その後 5 回おう吐した。(当事者:0歳 女児)



©Kurosaki Gen

ひとことアドバイス

- 普段、子どもが居住していない帰省先では、子どもの事故防止対策が取られていないことがあります。子どもは好奇心が旺盛なため、見たことのない物があれば興味を持ち触りたがります。帰省先では子どもにとって危険な物がないか確認し、事故防止対策を取りましょう。
- 子どもにとってどんなものが危険かを帰省先の親などと共に認識し、共有することが大切です。子どもが触ったり、誤飲したりすると危険なものは、触らせないようにしたり、子どもの目の届かないところに片付けたり工夫をしましょう。
- 周囲の大人は子どもの行動に気を配り、目を離さないようにしましょう。

(誤飲した場合の主な相談機関)

「公益財団法人日本中毒情報センター 中毒110番」
大 阪:072-727-2499 (365日、24時間対応)
つくば:029-852-9999 (365日、9~21時対応)

さぼーとくん





相談に乗るとお金がもらえる!? うまい話に惑わされないで

事例

スマートフォンを見ていたら、「悩みがある人の相談に乗るとお小遣いがもらえる」というサイトの広告が目に残り、登録した。男性からメールが届き、何度もやり取りした後、「お礼の80万円を支払うためには

連絡先の交換が必要だが、サイトのロック解除のためのポイントを買う必要がある」とわれ、母親のクレジットカードを無断で持ち出しポイントを購入した。何度もロック解除に失敗したため、結局25万円も使ったが、お金はもらえていない。返金してほしい。

(当事者：中学生 女性)



©Kurosaki Gen

ひとことアドバイス

- 見知らぬ人から、簡単なやりとりだけでお金がもらえるということは、絶対にありません。相談に乗るだけでお金をあげる等の言葉をうのみにせず、知らない相手とはやり取りしないようにしましょう。
- メールの相手はサイトが雇った「サクラ」である可能性があります。謝礼金等をもらう条件として、ポイント購入等お金の支払いを要求されることになります。
- 一度お金を支払ってしまえば取り戻すことは非常に困難です。
- スマートフォンの使い方について家族で話し合うことも大切です。
- 保護者はクレジットカードの管理にも十分注意しましょう。
- 少しでもおかしいと思ったら、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

さぼーとくん





公式？ 代行？ ESTA等の申請の際は確認を！

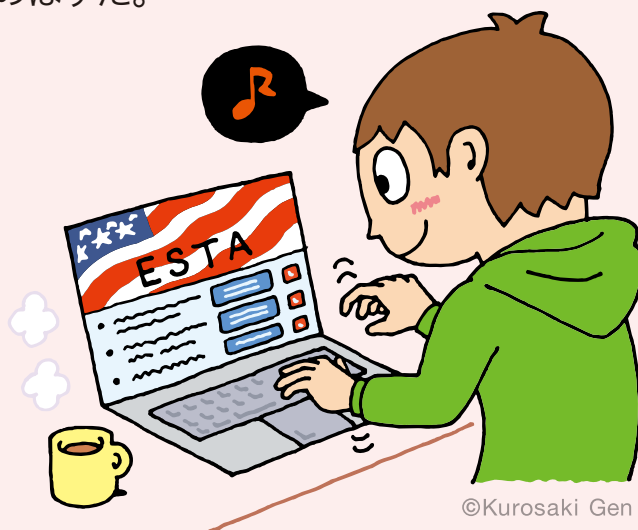
事例 1

「アメリカへの渡航申し込み手続き」と検索したサイトで手続きをした。その後、クレジットカードで代行手数料として決済をしたが7千円請求されていることが分かった。公式サイトであれば14ドルのはずだ。

(当事者：学生 女性)

事例 2

サイトに鷲のようなマークがあり、米国の申請窓口ホームページのマークと似ていたので、公式サイトだと思い電子渡航認証の申請をした。その後の承諾メールに決済額が7千円とあり、代行業者サイトで申請していたことに気付いた。(当事者：学生 男性)



ひとことアドバイス

- アメリカ、カナダ、オーストラリアの電子渡航認証の申請代行に関する相談が寄せられています。
- 具体的には、公式サイトで申請するつもりが、インターネットで「ESTA」「eTA」「ETA」等と検索すると、申請代行サイトが検索結果の上位に表示されたり、公式サイトに似たデザインであったりするため、代行業者と気がつかないまま手続きし、所定の費用に代行手数料を加えた料金を請求されるというものです。
- 申請の際は各国の大使館ホームページ等で所定の費用や公式サイトURL等を確認しましょう。
- 申請代行サイトを利用する場合は、相手方や契約内容、料金を十分に確認してください。申請代行サイトは海外の事業者である場合も多く、「申請手続き後のキャンセルには応じない」旨が利用規約に定められているケースでは、一度、申請手続きを行うと、解約・返金の交渉は困難です。
- 心配なときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

さぼーとくん





賃貸住宅の退去トラブルを防ぐには

事例

大学生の娘が1年ほど入居した築25年の賃貸アパートを退去することになり、母親が退去の立ち会いをした。壁や床等の補修費用や清掃代等で合計13万5千円になり、敷金9万円を差し引いた4万5千円を請求された。精算書の内容に納得がいかず、入居時、壁や床は新品ではなかったと不動産屋に言ったら、新品だったと言われた。指摘されたシミや傷についても娘はやっていないと言っている。(当事者：学生 女性)



©Kurosaki Gen

…ひとことアドバイス…

- 国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」では、通常使用による破損や経年変化によるものは家主の負担、通常の使用方法を超える使い方によって生じたものは借主(入居者)の負担とされています。
- 入退去時は、できる限り家主や仲介業者などの家主側と一緒に部屋の現状を確認しましょう。その際、確認した内容をメモに残したり、修繕が必要と思われる箇所の写真を撮ったり、証拠となる記録を残すことが大切です。
- 修繕費用を請求された場合、内容をよく

確認し、納得出来ない点は家主側に十分な説明を求めましょう。

- 退去時のトラブルを未然に防ぐためには、入居前に部屋に傷や汚れがないか記録しておくことが大切です。ハウスクリーニングは借主負担とするなどの特約は原則として有効となるため、契約前に契約書をよく読み、退去時の特約等を確認しておきましょう。
- 困ったときは、早めにお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン188)。



さぼーとくん